

令和2年7月27日

山川運輸株式会社

代表取締役 鈴木 裕 殿

GLOBAL UNION (認証番号101)

首都圏青年ユニオン連合会

福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員



令和2年7月13日付け回答書に対する回答

貴社からの令和2年7月13日付け「回答書」(以下「回答書」といいます)に対し、以下の通り回答させていただきます。

1 団体交渉の開催について

貴社がこれまで、一貫して、貴社により不当に権利を侵害された組合員の要望を一切聞き入れず、自らに都合のよい団体交渉場所に固執したために、労働委員会に不当労働行為の申立てをせざるを得なくなったことは、当組合としても、大変遺憾に思っております。

貴社の詭弁をこれ以上お伺いしても、団体交渉開催につき進展がみられず、双方にとって何ら利益がございませんので、貴社のお考えは、労働委員会において存分にご主張ください。

この点、日本モーターボート競走会不当労働行為再審査事件(平成22年5月10日)では、「団交の場所は、本来労使双方の合意によって定めるのが原則であるが、合意が成立しないことから使用者が交渉場所を指定し、労働組合がこれに同意しないため、結局団交がなされなかった場合においては、組合員の就業場所等、当該組合と使用者の労使関係が展開している場所を基本としつつも、使用者がそれ以外の場所を指定したことに合理的な理由があり、かつ、当該指定場所で団交をすることが当該組合や組合員に格別の不利益をもたらさないといえるときには、使用者が指定場所以外での団交に応じないことには正当な理由が認められうるが、これらの事情が認められないときには、他に特段の事情がない限り、使用者は正当な理由なく団交を拒否したものと解するのが相当である。」と判示していることから、当組合と致しましては、福岡開催につき、組合員本人の希望及び、組合員ならびに当組合の経済的負担、時間的負担と、貴社の規模における経済的負担、時間的負担との比較考量の上では、至って合理的な判断であると考えております。

ゆえに、当組合と致しましては、団体交渉の福岡における開催の正当性につき、粛々と証明させて頂くのみでございます。

2 審問期日の団体交渉開催について

貴社は、当組合がご提案させて頂きました労働委員会期日における団体交渉開催を拒否されておられます。この点、当組合と致しましては、必ずしも労働委員会期日に団体交渉開催を希望しているものではなく、あくまでも、貴社の時間的及び経済的負担を考慮して、貴社のために労働委員会期日での団体交渉開催をご提案させて頂いたのみでございます。

貴社が、当組合からの温情的な提案に対し、個人的敵対感情を優先し、自らの利益を逸する選択をされたとしても、当組合には特段の不利益はございませんので、どうぞ複数回に渡る労働委員会期日が終了した後、また改めて複数回に及ぶ団体交渉のため、わざわざ福岡にお越しく下さい。

なお、貴社は、従前から、「法的義務はない」の一点張りであり、本紛争の本質を把握されておられません。義務の有無についてはいずれ労働委員会において明確になるかと存じますが、義務がないことには一切応じない、貴社の違法行為により多大な損害を受けた元従業員に全く誠意を見せない、一切譲歩を行わないという、貴社の不誠実及び不遜な態度が今回の紛争を招いたことを理解し、早急に改められるよう、要求致します。

以上